

「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク使用の手引き

平成 27 年 6 月 17 日

令和 4 年 5 月 31 日改正

「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク (以下「本ロゴマーク」という。) について、「「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク及び認定証に関する取り扱いについて」第 2 条第 2 項に基づき、使用の基準を定めます。

1. 本ロゴマークの使用許可等について

(1) 日本遺産を通じた地域活性化のための取組を行う協議会等 (以下「協議会等」という。) は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用することができます。

(2) 以下の者は、日本遺産のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、以下の①、③及び④は文化庁に対し、②は協議会等に対し、事前に届出を出していただいた上で、本ロゴマークを無償で使用することができます。

- ①新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関
- ②構成文化財の所有者・管理者、ストーリーの域内の団体・企業・個人
- ③学校・博物館等の教育機関
- ④その他、文化庁及び協議会等が必要と認める者

事前の届出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。

- ・申請者の名称・住所・代表者
- ・担当者の名前・電話番号・E-mail
- ・使用目的
- ・使用方法 (具体的に記載のこと。使用方法が分かる図等があれば添付のこと。)

(3) 協議会等は、要求があったときには速やかに上記の使用状況を、文化庁に報告するものとします。

(4) 上記 (1)、(2) 以外の者は、原則として本ロゴマークは使用できません。

2. 本ロゴマークの使用方法について

本ロゴマークは、「「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマークの使用マニュアル」に従い、使

用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。これらに違反した場合、本ロゴマークの使用を禁じます。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する
場合
- (6) 本ロゴマーク及び「日本遺産 (Japan Heritage)」事業等のイメージを損なうおそれがある
と認められる場合
- (7) 本ロゴマークを改変して使用した場合
- (8) その他、文化庁及び協議会等が不適切と判断する場合

使用に当たっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、文化庁は一切の責任を負いかねます。